

○総務省令第五十五号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

総務大臣 新藤 義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の表中「~~所得控除~~」の次に「及び復興特別~~所得控除~~」を加える。

第六号様式別表一記載要領4中「~~所得発生額~~②」の欄の金額（「」の次に「~~連結地方法人税個別帰属額~~及び」を加え、「第68条の9第11項」を「第68条の9、第68条の14」に改め、「部分を除く。」）の次に「、第42条の10第5項」を加える。

第六号様式別表五の表中「~~引当資産~~」の次に「及び復興特別所得税控除」を加える。

第六号様式別表五の二記載要領2中「第6号様式別表5の②⑥から③⑩まで」を「第6号様式別表5の②⑥から

③⑩まで」に改める。

第六号様式別表九の表を次のように改める。

第六号様式別表九 (別添①) 挿入

第六号様式別表十二記載要領5中「~~引当資産~~8項」を「~~引当資産~~11項」に改める。

第六号様式別表十三の三記載要領中「この表」を「この明細表」に改める。

第六号の二様式の表中「(別表19)の(12)」を「(別表19)の(11)」に改める。

第七号の二様式の表を次のように改める。

第七号の二様式(その1) (別添②) 挿入

第七号の二様式(その2) (別添③) 挿入

第七号の二様式記載要領3(1)中「、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額

がある場合においては」を削り、同様式記載要領3(1)(イ)中「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対

「象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」及び「法人税の控除限度額①」並びに「回覧付記簿勘定③(一)ロ」中「当期の控除対象外国税額⑤」及び「当期の控除対象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」及び「法人税の控除限度額①」並びに「金額と同欄の外書きの金額」及び「金額、同欄の外書きの金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」並びに「回覧付記簿勘定③(一)ハ」中「当期の控除対象外国税額⑤」及び「当期の控除対象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」及び「法人税の控除限度額①」並びに「金額と同欄の外書きの金額」及び「金額、同欄の外書きの金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」並びに「回覧付記簿勘定③(二)中「第9条の7第4項本文」及び「第9条の7第6項本文」並びに「国税の控除限度額」及び「法人税の控除限度額」並びに「100分の5」及び「法第51条第1項に規定する標準税率」並びに「第9条の7第4項ただし書」及び「第9条の7第6項ただし書」並びに「回覧付記簿勘定③(三)中「第9条の7第18項」及び「第9条の7第20項」並びに「回覧付記簿勘定③(三)ロ」中「第9条の7第25項」及び「第9条の7第27項」並びに「回覧付記簿勘定④(一)中「、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては」及び「回覧付記簿勘定④(一)ハ」中「当期の控除対象外国税額⑤」及び「当期の控除対象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」及び「法人税の控除限度額①」

「当期の控除対象外国税額⑤」や「当期の控除対象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」や「法人税の控除限度額①」並びに「金額と同欄の外書きの金額」や「金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」並びに「回覧記録簿附題４（一）ロ」中「当期の控除対象外国税額⑤」や「当期の控除対象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」や「法人税の控除限度額①」並びに「金額と同欄の外書きの金額」や「金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」並びに「回覧記録簿附題４（二）ロ」中「当期の控除対象外国税額⑤」や「当期の控除対象外国税額⑥」並びに「国税の控除限度額①」や「法人税の控除限度額①」並びに「金額と同欄の外書きの金額」や「金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」並びに「回覧記録簿附題４（三）ロ」中「第9条の7第4項本文」や「第9条の7第6項本文」並びに「国税の控除限度額」や「法人税の控除限度額」並びに「100分の5」や「法第51条第1項に規定する標準税率」並びに「第9条の7第4項ただし書」や「第9条の7第6項ただし書」並びに「第6号様式別表4の2」や「第7号の2様式別表2」並びに「回覧記録簿附題４（三）ロ」中「第48条の13第5項本文」や「第48条の13第7項本文」並びに「国税の控除限度額」や「法人税の控除限度額」並びに「100分の12.3」や「法第314条の4第1項に規定する標準税率」並びに「第48条の13第5項ただし書」や「第48条の13第7項ただし書」並びに「回覧記録簿附題４（三）ロ」中「第9条の7第18項」や「第9条の7第20項」並びに「第48条の13第19項」や「第48条の13第21項」並びに「回覧記録簿附題４（三）ロ」中「第9条の7第

25項」を「第9条の7第27項」に、「第48条の13第26項」を「第48条の13第28項」に改める。

第七号の二様式別表一の表を次のように改める。

第七号の二様式別表一 (別添④) 挿入

第七号の二様式別表一記載要領4中「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に改め、同表記載要領5(1)中「第9条の7第6項」を「第9条の7第8項」に改め、同表記載要領5(2)中「第9条の7第15項」を「第9条の7第17項」に改め、同表記載要領6(1)中「第9条の7第6項」を「第9条の7第8項」に改め、同表記載要領6(2)中「第9条の7第15項」を「第9条の7第17項」に改める。

第七号の二様式別表一の表中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「補正後の従業者数②」を「補正後の従業者数②× $\frac{5}{100}$ 」を「補正後の従業者数②×⑤÷標準税率⑧」に改める。

第七号の二様式別表一記載要領1中「第9条の7第4項ただし書」を「第9条の7第6項ただし書」に改め、同表記載要領3中「国税の控除限度額④」を「法人税の控除限度額④」に、「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に改め、同表記載要領に次のように加える。

4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税

率を乗じて得た数を法第51条第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第七号の二様式別表三記載要領1中「第9条の7第6項」を「第9条の7第8項」に改める。

第七号の二様式別表四記載要領1中「第9条の7第15項」を「第9条の7第17項」に改める。

第七号の二様式別表五記載要領1中「第9条の7第18項」を「第9条の7第20項」に、「第48条の13第19項」を「第48条の13第21項」に改める。

第七号の二様式別表六記載要領1中「第9条の7第25項」を「第9条の7第27項」に、「第48条の13第26項」を「第48条の13第28項」に改める。

第二十号様式記載要領10中「第321条の8第25項」を「第321条の8第20項」に改める。

第二十号様式別表一記載要領4中「当期発生額②」の欄の金額（」の次に「連結地方人税個別帰属額及び」を加え、 「第68条の9第11項」を「第68条の9、第68条の14」に改め、 「部分を除く。」の次に「、第42条の10第5項」を加える。

第二十号の二様式の表中「(別表19)の(12)」を「(別表19)の(11)」に改める。

第二十号の四様式の表を次のように改める。

第二十号の四様式 (別添⑤) 挿入

第二十号の四様式記載要領3中「第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては」を「同様式記載要領3(1)中「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対象外国税額⑥」に、
「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に、
「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対象外国税額⑥」に、
「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に、
「金額と同欄の外書きの金額」を「金額、同欄の外書の金額(ない場合は零とする。)」と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」に、
「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対象外国税額⑥」に、
「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に、
「金額と同欄の外書きの金額」を「金額、同欄の外書の金額(ない場合は零とする。)」と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」に、
「第48条の13第5項本文」を「第48条の13第7項本文」に、
「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、
「100分の12.3」を「法第314条の4第1項に

規定する標準税率」及び「第48条の13第5項ただし書」を「第48条の13第7項ただし書」に改め、同様式記載要領5(1)中「第48条の13第19項」を「第48条の13第21項」に改め、同様式記載要領5(2)中「第48条の13第26項」を「第48条の13第28項」に改める。

第二十号の四様式別表一の表を次のように改める。

第二十号の四様式別表一(別添⑥)挿入

第二十号の四様式別表一記載要領4中「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に改め、同表記載要領5(1)中「第48条の13第7項」を「第48条の13第9項」及び「同表記載要領5(2)中「第48条の13第16項」を「第48条の13第18項」に改め、同表記載要領6(1)中「第48条の13第7項」を「第48条の13第9項」及び「同表記載要領6(2)中「第48条の13第16項」を「第48条の13第18項」に改める。

第二十号の四様式別表一の表中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」及び「補正後の従業者数②×⑤÷ $\frac{12.3}{100}$ 」を「補正後の従業者数②×⑤÷標準税率⑧」に改める。

第二十号の四様式別表二記載要領1中「第48条の13第5項ただし書」を「第48条の13第7項ただし書」に改め、同表記載要領3中「国税の控除限度額④」を「法人税の控除限度額④」及び「国税の控除限度額①」

を「法人税の控除限度額①」に改め、同表記載要領に次のように加える。

4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第314条の4第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第二十号の四様式別表三記載要領1中「第48条の13第7項」を「第48条の13第9項」に改める。

第二十号の四様式別表四記載要領1中「第48条の13第16項」を「第48条の13第18項」に改める。

第二十号の四様式別表五記載要領1中「第48条の13第19項」を「第48条の13第21項」に改める。

第二十号の四様式別表六記載要領1中「第48条の13第26項」を「第48条の13第28項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表一記載要領4の改正規定（「当期発生額②」の欄の金額（1）の次に「連済地方法人税個別課税額及び」を加える部分に限る。）、「第七号の二様式の表」の改正規定、第七号の二様式記載要領の改正規定（同様式記載要領4（2）中「第6号様式別表4の2」を「第

7号の2様式別表2」に改める部分を除く。）、第七号の二様式別表一の表、第七号の二様式別表一記載要領、第七号の二様式別表二の表、第七号の二様式別表二記載要領、第七号の二様式別表三記載要領1、第七号の二様式別表四記載要領1、第七号の二様式別表五記載要領1及び第七号の二様式別表六記載要領1の改正規定、第二十号様式別表一記載要領4の改正規定（「（一）」の次に「（二）」を加える部分に限る。）並びに第二十号の四様式別表一の表、第二十号の四様式別表二の表、第二十号の四様式別表三記載要領1、第二十号の四様式別表四記載要領1、第二十号の四様式別表五記載要領1及び第二十号の四様式別表六記載要領1の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。